



田村明美議員
(日本共産党)



埋立て等・土砂等規制条例 の行使について

問 匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例は、令和元年6月1日施行以降の相談、行政指導の件数、事例を伺う。また、市行政の今後の方針は。

答 「市長」市では、土砂等の搬入による、土地の埋立てに起因する、土壌及び地下水の汚染、災害の発生を未然に防止するため、同条例に基づき必要な規制及び監視等を行うことで、地域環境の保全と市民の健康・生活の安全を確保するよう努めている。

千葉県条例の適用除外となり、市条例で対応することとなっているが、必要に応じて県と連携を図りたい。

答 「環境生活課長」埋立て等条例の申請許可は、令和2年度1件。市の窓口における埋立て等の申出・問合せは、令和元年度1件、令和2年度4件、令和3年度3件、令和4年度8件、令和5年度3件、令和6年度現在2件。埋立て等の申出・問合せがあった際は、同条例の説明、助言、指導を行っている。

問 市の埋立て等規制条例の施行以前は、吉崎浜に再生土の大規模な

盛土が行われ、強い浜風で飛んでくる再生土の健康被害が心配され、議会でも問題になった。また、飯高地区では、1ha超えの埋立て・盛土が行われ、千葉県に対策を求めたが中止させることはできなかった。後に県は、違反行為として、盛土の完全撤去と現状回復を勧告したが、いまだに撤去されていない。

再生土埋立ては、自然環境破壊となる。また、産廃の不法投棄が隠れた目的である場合が多く、悪徳業者の存在が言われている。そのような事実経過を経て、市の規制条例が制定された。

現在も大規模な森林伐採・埋立て計画の話が市内にあり、行政が早い段階から事実確認を行い、規制条例に則り、不正行為が行われないよう力を尽くすことを求める。

また、市民から、市の埋立て等規制条例が厳しすぎるというご意見があることは認識しているが、条例施行規則第5条第1項の適用除外を検討することで、適切な運用ができるのでは。

答 「環境生活課長」適用除外は、

①農業委員会へ軽微な農地改良の届出がされた事業、②面積が3、000㎡未満の採取土砂等による自ら居住する専用住宅または併用住宅の建築に係るもの、③面積3、000㎡未満の地盤面の高低差が1m未満の埋立て事業、④特に市長が認める事業、である。



荻谷進一議員
(二十一世紀の会)



職場環境問題

問 6月定例会時に管理職の時間外手当をつけてはどうかと言ったがいかがか。

答 「市長」手当がないという話は伺った。

問 管理職だからサービス残業ありという、今までの匝瑳市の管理職の体質を変えないといけないと思う。

答 「市長」管理職の方々には災害等に関しても長時間の拘束等もある中で、検討が必要かと思うが、基本的には管理職手当等で理解をいただいている。

問 管理職手当が労働基準法に準ずるようなことになるかと言ったら問題がある。

答 「市長」一度検討する。

病院問題

問 前期の決算が赤字。赤字の状態では土地が決まろうが、変な誤報が流れ、荻谷は病院反対と言われたらしょうがない。新病院の建設には反対はしない。しかし、赤字状態でゴーサインを出すのは大反対である。

前太田市長政権から黒字化してから事業を進めたいということであった。近隣土地所有者には了解は取ったのか。今の赤字状態で今後事業を進めるのは大反対である。今の財政状況で健全でうまく黒字になっていくのはあり得ない。70床で回していけるというのは相当厳しい問題だ。近隣町、病院と共同でやるのか協議をしたのか。

答 「市長」旭中央病院との連携という中で話を進めている。

問 横芝光の東陽病院の関係とは話していないのか。

答 「市長」基本的には単独で建てるということで話はした。

問 東陽病院に入院など、旧野栄町から行っている人は何割くらいかご存知か。

答 「市長」把握していない。

問 入院の約4割の方は旧野栄町から行っている。東陽病院と話をしないと駄目ではないのか。

答 「市長」単独で進めて行くと考えているので、御理解をいただきたい。

問 単独でと言ったが、大きな問題があつて赤字になったら責任を取る自信はあるのか。

答 「市長」責任という言葉は難しいが、経営が成り立つように病院とも連携を取りながら進めて行きたい。